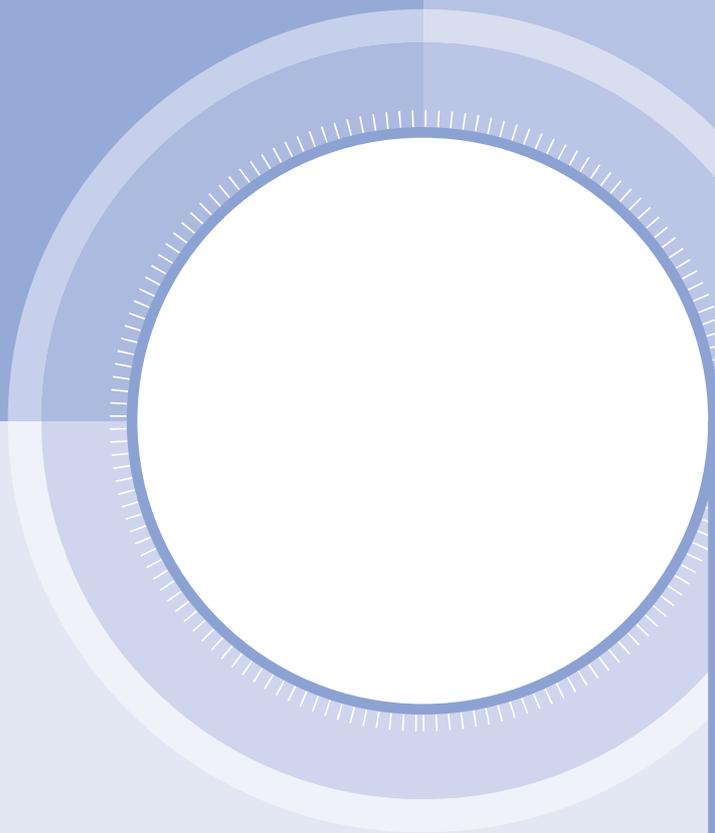


平成21年度

男女共同参画社会の形成の促進施策



第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節

国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

男女共同参画会議は、その下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る総合調整機能を最大限に発揮するよう努める。

平成21年3月に内閣総理大臣より男女共同参画会議に対してなされた次期計画の策定についての諮問を踏まえ、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月閣議決定）の見直しについて調査検討を行っていく。

女性に対する暴力に関しては、「男女共同参画基本計画（第2次）」の実施状況などを踏まえつつ、幅広い問題について調査検討を行う。

苦情処理等関係に関しては、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」（平成14年10月男女共同参画会議決定）に基づき、引き続き、苦情処理情報・男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等の把握を図っていく。

監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関しては、各府省において「男女共同参画基本計画（第2次）」が着実に実施されているかについて調査検討を行うとともに、政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について引き続き調査検討する。

第2節

国の地方公共団体、NPO、NGO に対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

内閣府では、NPO、NGO との連携強化を図るため、男女共同参画推進連携会議等を引き続き開催する。

第3節

女性のチャレンジ支援

内閣府では、様々な分野でチャレンジしたいと考える女性が、チャレンジ支援情報を効率的に入手できるように、「チャレンジ・サイト」による情報提供を行うとともに、女性の再チャレンジの総合的な支援情報ポータルサイト「女性いきいき応援ナビ」を通じ子育て等でいったん退職した女性等の再就職・企業支援を推進する。また、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、女子高校生等の理工系分野への進路選択を支援するため、ウェブサイトによる情報提供・意識啓発等を行う。

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成20年4月に、「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）が策定

された。当該プログラムにおいて、公務員は3つの重点分野の1つとされており、各府省において、柔軟な勤務体制の推進や働き方の見直し、職務経験を通じた積極的なキャリア形成の支援等の取組を進めていく。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成17年改定）に基づき、それぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」の目標の達成に向け、引き続き取組を推進していく。

また、上記のプログラムに基づき、各府省がそれぞれ自身の計画等に定めた本省課室長相当職以上に占める女性の割合に係る数値目標を達成すること及び政府全体として本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末までに少なくとも5%程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進める。

人事院では、各府省と協力して引き続き積極的な募集活動・人材確保活動を展開するほか、「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を定期的に開催して情報交換を行う。同時に、職員に対する意識啓発を行うとともに、女性職員が働きやすい勤務環境の整備に努めるなど、各府省と連携して女性国家公務員の採用・登用の拡大を目指した具体的な取組を進めていく。また、職業生活と家庭生活の両立支援制度の拡充について引き続き検討を進めるとともに、定期的に開催する「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」などの場を利用して、制度の周知徹底や環境整備などの両立支援のための取組をフォローアップし、両立支援の取組を促進する。

総務省は、「男女共同参画基本計画（第2次）」及び平成16年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を受けた各省庁人事担当課長会議申合せ等に基づき、人事院と共同で、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを引き続き実施し、女性国家公務員の採用・登用を促進する。

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成18年4月に男女共同参画推進本部において決定された目標（平成32（2020）年までに、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める等）の達成に向け、積極的な取組を推進する。

第2節

地方公共団体等における取組の支援，協力要請

都道府県・政令指定都市における審議会等委員への女性の参画や、「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）を踏まえた女性職員の登用促進に向けた取組を更に推進するよう要請・情報提供を行うため、平成20年度に行った「地方公務員における女性の採用・登用等に関する事例調査」を分析し、公表する。また、この調査結果を含め、各都道府県・政令指定都市における先進的な取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。

第3節

企業，教育・研究機関，その他各種機関・団体等の取組の支援

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、広く協力要請を行う。

また、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励する。

厚生労働省では、管理職就任前後の女性が後輩女性のためのメンターとしての役割を担えるよう、企業内メンター育成のための研修等を実施する。

第4節

調査の実施及び情報・資料の収集，提供

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供、女性リーダーの養成に努める。さらに、国民の行政情報へのアクセスを進め、政策・方針決定過程の透明性を確保する。

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについて」（平成19年2月男女共同参画会議決定）に基づき、社会の各分野における指導的地位に女性

が占める割合に関する状況を調査し公表する。

第3章

男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し，意識の改革

第1節

男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

男女共同参画会議は，平成20年6月から監視・影響専門調査会において，「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」の調査を進めている。21年度においても，経済社会の変化の下での生活困難者について，「女性の生活困難リスクの顕在化」と「生活困難層の多様化・一般化とそこに潜む男女共同参画をめぐる問題」という2つの視点を明らかにした上で，生活困難の防止に向けた男女共同参画施策の推進のあり方等について検討を進める。

第2節

国民的広がりを持った 広報・啓発活動の展開

国民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

内閣府では，男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義に関する正確な理解を

深めるため，分かりやすい広報・啓発活動を進める。

第3節

法律・制度の理解促進及び 相談の充実

女性が自らに保障された法律上の権利や，権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう法律・制度の理解の促進を図るとともに，相談体制の充実及びその広報を図る。

第4節

男女共同参画にかかわる調査研究， 情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査研究，統計情報等の収集・整備・提供を行う。

総務省では，平成23年に実施予定の社会生活基本調査に向けて，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やボランティアワーク等に関する調査内容の改善について，外部有識者を交えた検討を開始する予定である。

第4章

雇用等の分野における男女の均等な 機会と待遇の確保

第1節

雇用の分野における男女の均等な 機会と待遇の確保対策の推進

厚生労働省では，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）に沿った均等取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策が徹底されるよう指導等を行うとともに，事業主と労働者の間の個別の紛争が生じた

場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

第2節

母性健康管理対策の推進

厚生労働省では，職場において女性が母性を尊重され，働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備する。

第3節

女性の能力発揮促進のための援助

厚生労働省では、女性の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。特に再就業を希望する子育て女性に対しては、「女性の再チャレンジ支援プラン」を踏まえ、「再チャレンジサポートプログラム」を実施する。平成20年度に引き続き、マザーズハローワーク等において、担当者制による一貫した就職支援を行う。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する職業訓練を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金の活用等のほか、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行っている。さらに、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

第4節

多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

厚生労働省では、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に基づく適切な指導及び紛争解決の援助等を行うことにより、その履行確保を図るとともに、パートタイム労働者の均衡待遇等に取り組む事業主等に対して助成金を支給するなど、パートタイム労働者の待遇改善のための取組を推進する。

労働者派遣制度については、労働者の保護の仕組みを強化する観点から、日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の常用化や待遇の改善等を内容とする労働者

派遣法制の見直しを実施する。

総務省では、テレワークの普及のための実証実験（多くの企業等がテレワークを試行・体験する機会の提供や、先進的な技術・高度なネットワーク環境を利用したテレワークシステムの検証及びテレワークによる様々な効果の提示・啓発）の実施や、テレワーク環境整備税制（テレワーク設備導入の際の税制優遇措置）の実施、全国各地での普及啓発セミナーの開催等の取組を推進する。

国土交通省では、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワーク環境・機能の検討やテレワーク人口の実態を把握するための調査の実施、企業への導入を推進するための施策の検討等を通して、テレワークの普及を一層促進する。

第5節

起業支援等雇用以外の就業環境の整備

厚生労働省では、引き続き起業後間もない女性起業家のためのメンター紹介サービス事業を実施するとともに、平成21年度からは起業に必要な知識・ノウハウを効果的に学習できるe-ラーニング等のサービスを提供する女性の起業家育成支援事業を実施する。また、女性と仕事の未来館において、起業支援セミナーや交流会を開催する。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行う。

また、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる創業塾を実施し、この中で女性向け創業塾も実施する。

第5章

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

第1節

あらゆる場における意識と行動の変革

農林水産省では、農山漁村に暮らす男女のあらゆる

場における意識と行動の変革を進めるため、「農山漁村女性の日」記念行事の開催、地域における優良な取組事例の表彰など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。

「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）に基づき、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とし多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進する。また、我々の食生活が、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることへの理解を深めることを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組を推進する。

第2節

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、地域社会や農林漁業経営への女性の参画を促進するため、市町村等各地域レベルにおいて農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員、女性農業委員や女性認定農業者等の具体的な目標設定を推進するとともに、目標達成に向けた普及啓発を実施する。また、経営管理能力等向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成を図る。

第3節

女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、女性の農林漁業経営への参画の促進のため、研修や普及啓発等を支援し、女性の認定農業者の拡大等を図る。さらに、女性の農業経営

と育児等を両立支援し、経営者として成長するために必要な助言を行う相談員の養成を支援する。

また、女性の経済的地位の向上等に資する農林水産物の生産・加工・販売等に取り組む女性の起業活動の更なる発展に向けて、高齢者や女性農業者が活躍できる直売所を中心とした生産・流通体制づくりなどの新たなモデルの構築を支援するとともに、商工業者等との連携活動に関する実証や経営戦略マニュアルの作成等を実施する。

第4節

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農林水産省では、農山漁村の子育て支援に関する普及啓発を行うとともに、女性が地域活動等を行うための施設の整備を支援する。また、女性農林漁業者グループ間の連携を通じた女性の活動の発展を情報提供や交流会の開催により支援する。

第5節

高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

農林水産省では、農村における高齢者の健康現役社会の実現に向け、高齢者グループの経験・知識・技術の活用や医療関係者が集落に出向いて行う健康管理活動、農村地域の女性グループ等による生活支援等の助け合い活動の支援を総合的に実施する。

第6章

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

第1節

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

内閣府では、平成19年12月に設置された「仕事と生活の調和推進室」において、仕事と生活の調和の実現に向けて、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織として「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」及び「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」の事務局機能を担い、関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整、社会全体の機運を醸成するための推進キャンペーン等の企画

立案・実施、調整、情報の収集・整理、調査研究を行う。

厚生労働省では、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進めるため、仕事と育児・介護の両立のための制度の一層の定着促進を図るとともに、特に取組が遅れている中小事業主に対して育児休業制度等の周知・普及を行う。

また、平成21年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法により、一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けとなっている企業については、行動計画の公表及び従業員への周知も義務付けられるこ

とから、その履行確保に努めるとともに、23年4月1日から、新たに行動計画の策定・届出の義務付け対象企業が、101人以上企業へ拡大されることから、特に中小企業事業主に対する計画策定支援を強化する。

さらに、小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成や、男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進などを行うことにより、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を図る。子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク等において、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナー等を実施するとともに、マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスができるよう事業拠点を拡充する。

仕事と生活の調和についての相談・助言を行う専門家の養成支援、労働時間が長い業種や年休取得率の低い業種等について、業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定、仕事と生活の調和の実現に向けた地域における取組を積極的に行う都市の指定と取組に対する支援等の各事業を実施するなど、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を行う。

経済産業省では、平成20年度に引き続き、従業員の出産・育児と仕事の両立を支援するため、株式会社日本政策金融公庫を通じ、事業所内託児施設を設置する中小企業者に対して融資制度を講じる。

また、税制においては、一定の要件を満たす事業所内託児施設等の取得等をした法人に対して、引き続き税制上の優遇措置を講じる。

第2節

多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

厚生労働省では、平成18年末に発表された新たな将来人口推計において、更に少子・高齢化が進行するという厳しい結果が示されたことを念頭に置くとともに、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月少子化社会対策会議決定）等に基づき施策の拡充に努めるとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月少子化社会対策会議決定）を踏まえ、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について、税制改革の動向も踏まえながら、

引き続き、速やかに検討を進め、子育て支援対策の総合的な推進を図ることとしている。

また、平成20年11月、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実等の措置を講ずる児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。主な内容は、①すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、相談助言等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」や、養育支援が必要な家庭に対して、訪問による養育に関する相談、指導・助言等の支援を行う「養育支援訪問事業」、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う「地域子育て支援拠点事業」等の子育て支援サービスの法定化、②子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化、③里親制度の改正及び小規模住居型児童養育事業の創設等家庭的養護の拡充、家庭支援機能の強化、年長児の自立支援策の見直し、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止等の規定等が盛り込まれたところであり（一部を除き平成21年4月1日施行）、これら施策を推進していく。

文部科学省では、幼児教育振興アクションプログラムに基づき、次代を担う子どもの成長を支えるための環境の整備に努める。

また、文部科学省と厚生労働省が連携し、平成18年に創設した「認定こども園」制度の普及促進を図るとともに、19年度に創設した「放課後子どもプラン」の着実な推進を図り、原則として、すべての小学校区での実施を目指す。

さらに、身近な地域における家庭教育支援を推進するため、地域の子育て経験者や専門家等の連携による「家庭教育支援チーム」を設置し、積極的かつきめ細かな相談体制の充実を図るとともに、平成18年度から行っている、早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を、様々な民間団体と連携して一層推進する。

経済産業省では、子育て支援や福祉などを始めとして様々な社会的課題が顕在化してきていることから、これらの課題をビジネスの手法を用いて解決を図る活動を行う事業者が、そのノウハウを同様の課

題を抱える地域へ移転展開する活動等に対し支援を行い、地域経済の活性化を図る。

また、商店街の空き店舗を活用して、保育所等の育児支援施設を設置・運営する際の改装費や賃借料など立ち上げに係る費用の一部を補助することにより、待機児童問題の解消や女性の社会進出といった少子化社会等への対応を推進する。

国土交通省では、引き続き住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、親子リレー返済制度による子育てに適した広い住宅の建設の支援や、優良住宅取得支援制度による耐久・可変性能が特に高い住宅に係る金利引下げを行う。また、高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等への賃貸を円滑化する住み替え支援制度や、地域優良賃貸住宅制度により子育て世帯に賃貸住宅の供給を促進する。さらに、安心住空間創出プロジェクトの推進等により、子育てを支援する良質な住宅や居住環境の整備を推進する。

また、ひとり親家庭等に対する支援として、厚生労働省では、母子家庭の母等について、平成15年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の拡充等の経済的支援策といった自立支援策を引き続き総合的に展開することとしている。

さらに、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）に基づき、平成21年2月から高等技能訓練促進費の支給期間の延長を実施しているところであり、21年度においても、引き続きこれを実施するなど母子家庭の母の就業支援策等の充実を図ることとしている。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する専門性を有した講師を、子育て中の保護者等の要望に応じた場所に派遣し、消費生活や消費者問題に関する情報提供や相談機関の周知を行う。

第3節

家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

個々の労働者の家庭・地域生活などに配慮した労働時間等の設定を図るとともに、特にこれまで家庭や地域生活への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図る。

また、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する出前講座の開催やメールマガジンの発行により、悪質商法や製品事故等に関する情報を消費者に迅速に届け、被害の未然防止に努める。

また、学校や社会教育施設における消費者教育が推進されるよう、内閣府及び文部科学省は連携して施策を講ずる。

第7章

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

第1節

高齢者の社会参画に対する支援

厚生労働省では、高年齢労働者の多い事業場等に対して、専門家が高年齢労働者に適した労働環境の整備のための改善対策を提示するなどにより、高年齢労働者の労働災害防止対策の促進を図るとともに、高年齢労働者が自ら労働災害リスクを認識できる手法を開発し、その試行を行う。

経済産業省では、大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、その有する技術・ノウハウ等を地域や中小企業に活かすなど、その活躍の舞台を変えることにより、新現役にもやりがい・生きがいを見いだしてもらいつつ、中小企業支援を行う。

国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者等に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説

明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図る。

第2節

高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図る。

第3節

高齢期の所得保障

厚生労働省では、高齢者が安心した生活を送ることができるよう、公的年金について世代間の給付と負担の公平の観点等も踏まえつつ、将来にわたって確実な給付を行い、制度の維持・安定に努める。

また、平成16年に成立した国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）においては、多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点から、第3号被保険者期間の厚生年金の分割（平成20年4月施行）等の改正を行ったところであり、引き続きこれらが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。さらに、企業年金制度についても制度の一層の安定化と充実のために、企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の早期成立に努める。

第4節

障害者の自立した生活の 支援

政府は、障害者の自立を支援し、地域で安心した生活を送ることができるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）及び障害

者自立支援法（平成17年法律第123号）の円滑な施行を図る。

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）及び新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。また、平成19年9月に署名を行った「障害者の権利に関する条約」について、可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る。

第5節

高齢者及び障害者の自立を 容易にする社会基盤の整備

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努める。

また、高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

国土交通省では、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用し、住宅改良等に係るリバースモーゲージを推進する。

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と 根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を一層推進する。

内閣府では、女性に対する暴力についての的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、特に、若年層の被害の態様や支援の状況等に関する実態等について調査を実施する。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとと

もに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

さらに、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等により的確な施策の実施に資する。

第2節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

厚生労働省では、平成21年度においては、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人相談所が被害者を一時保護委託するための経費のうち新たに乳幼児用の単価を設定しケアの充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置するほか、外国人被害者支援のための専門通訳者養成研修を実施する。

地方公共団体における配偶者からの暴力に係る施策に関する官民連携等の先進的な事例について情報を共有するため、官民の担当者が一堂に会する「DV全国会議」を開催し、官民連携の強化及び施策の一層の推進を図る。

法務省の人権擁護機関では、婦人相談所等の関係機関との連携を図りながら、引き続き迅速・適正な問題解決及びその予防に努める。

法務省では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害である等の観点から、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、今後とも、外国人被害者の実態を的確に把握した上で、在留資格変更許可や在留特別許可の判断を適切に行い、被害者の法的地位の安定を図る。

第3節

性犯罪への対策の推進

警察では、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止

に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。

第4節

売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第5節

人身取引への対策の推進

人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の一層の充実に向けて、諸外国政府及びNGOとも連携しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。また、広く国民に対し、人身取引の問題に関する意識啓発を行う。

第6節

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、引き続き男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導等を行う。

また、雇用以外の場においても、文部科学省による教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組など、必要な対策を採る。

第7節

ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を適切に運用し、関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努め、併せて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動を推進する。

第9章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯を通じた女性の健康の保持増進

男女がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施や、相談体制を確立するとともに、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することなどにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

また、運動、食生活、喫煙面での生活習慣の改善に向けた国民運動を展開するなど、「健康日本21」のより一層の推進を図る。

さらに、「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康の実態に関する調査や、生涯を通じた女性の健康管理について検討を行うとともに、当該懇談会における議論も踏まえつつ、女性の健康づくりを推進するための取組を進めることとしている。

乳がん及び子宮がんの早期発見や死亡率の減少については、地方自治体や企業等との連携による普及啓発活動の実施や、かかりつけ医を受診する患者へのがん検診受診を促すための手法の検討など、国・地方自治体・企業・検診機関・患者団体等が一体となった取組を通じがん検診の受診率向上を目指すことで、女性の健康の保持増進につなげていくこととしている。

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこ

でも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する。

第2節

妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援を行う。

また、平成20年4月に策定された「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）においても、医師を重点分野として取り上げ、医療専門職に対する支援を行うこととしている。特に、産科においては、医師と助産師の連携を推進することにしており、安全・安心なお産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図ることとしている。

第3節

健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。

また、本人の健康をむしろむのみならず、社会の基盤を揺るがしかねない行為である薬物乱用についても、対策を強化する。

第10章

メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害してい

る現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メ

ディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。また、メディア・リテラシー（メディアの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の向上のための支援を積極的に行う。

内閣官房では、平成21年度も引き続き、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有害情報対策に係る取組を督励するとともに、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」により違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、関係者間の情報共有を図るとともに、一般の方々に対しても、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を活用し、わかりやすく利便性の高い情報提供を推進していく。

文部科学省では、平成20年度に引き続き、メディア対応能力等を育成するための機会の提供を行うとともに、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、地域における有害情報から子どもを守るための推進体制の整備を支援する。また、有害情報に係る意識啓発のためのDVDの作成や所要の調査を行う。

総務省では、業界団体が策定した、わいせつな画像等違法な情報への対応に関するガイドライン等の運用を必要に応じ適切に支援していく。

さらに、メディアの健全な利用の促進に必要なメディア・リテラシーの向上を図るため、放送、

インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等を開発し、普及を図る。

また、第169回国会において成立した青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月1日施行）は、①内閣総理大臣及び関係閣僚からなる会議を設置し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本計画を策定し、実施すること、②学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の推進等を図ること、③国及び地方公共団体がインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等を支援すること、などを規定している。今後、同法の施行を受け、内閣府に置かれるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議において基本計画を策定し、関係省庁が連携して施策を実施していく。

第2節

国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

内閣府では、平成14年度に策定した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」について広く周知し、国の行政機関が作成する広報・出版物等において、男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう推進するとともに、地方公共団体等においても同様の取組がなされるよう奨励する。

第11章

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節

男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識をはぐくみ、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

また、「食育推進基本計画」を踏まえ、学校における食育を推進する。

さらに、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

第2節

多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。

このため、文部科学省では、多様な選択肢の存在や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

に関する情報を提供することにより、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持てるよう、ライフプランニングに関する意識形成等を促すための事業を平成21年度から実施する。また、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校が、社会人等のニーズに応じた専門的・実践的教育プログラムを開発・実施することを支援し、学び直しの機会や就業能力の向上を支援する機会の充実を図る。

放送大学に対して、様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」の充実など、学習環境の整備のための支援を引き続き図る。

また、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、屋内水泳プール、屋外水泳プール、武道場など、学校開放諸施設の整備を行う。

さらに、次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、様々な困難を抱える青少年の自立支援、青少年の社会性や意欲の向上、体験活動の機会と場の開拓など、青少年の課題に対応した体験活動を推進する。

加えて、児童生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の充実を図るため、児童生徒が望ましい勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育の推進に努める。

また、大学、短期大学、高等専門学校において、新規学卒者の内定取消しなど学生の雇用が不安定となっていることに対応するため、「大学教育・学生支援推進事業」を活用し、各大学等の学生に対する就職支援の強化など総合的な学生支援の取組を推進する。

第12章

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や「国連婦人の地位委員会」等の国際会議における議論等、女性の地位の向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努める。

第2節

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助（ODA）大綱」及び「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」の下、「ジェンダーと開発（GAD：Gender and Development）イニシアティブ」を通じ、ODA全般にわたって、ニーズ把握から政策立案、案件形成、実施・モニタリング・評価の一連のプロセスを通じて、「ジェンダー主流化」を図り、

開発途上国のオーナーシップを尊重した男女平等と女性のエンパワーメントに向けた取組の支援を強化する。また、国内外の国際機関や研究機関、NGOと連携し、公平で効果的なODAとジェンダー主流化及び女性のエンパワーメント支援に取り組む。

具体的には、ジェンダーに関する研修の充実や事例集（ジェンダー主流化手引）の作成及び広報等を通じて、ODAに関わる職員の理解促進と能力向上及び情報共有に努める。

また、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力、紛争終結地域等における平和の維持及び構築並びに復興支援への女性の積極的な参加の促進や国際交流の推進等を進める。

保健分野においては、「保健と開発に関するイニシアティブ」の下で引き続きジェンダー平等に配慮した取組への支援を行っていく。同時に、現在、乳幼児死亡率削減、妊産婦の健康改善というミレニアム開発目標（目標4及び目標5）の進捗の遅れが指

摘されており、我が国としては、妊産婦の医療ケアへのアクセス向上を含む母子保健対策の強化を引き続き行っていく。

平成22年に日本において開催予定のアジア太平洋

経済協力（APEC）女性リーダーズネットワーク（WLN）会合に向け、様々な分野と連携して、国際的なネットワークの受け皿となり得る国内でのネットワーク構築を進める。

第13章

新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

第1節 科学技術

総合科学技術会議では、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）に掲げた施策の実施状況について、関係府省の協力の下、フォローアップ等の結果について取りまとめを行う。

文部科学省では、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業における支援を拡充するとともに、研究と出産・育児等との両立に関する優れた取組を行う機関を支援する科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」を拡充する。さらに、特に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理学系、工学系、農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速する科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速」を新たに開始する。

独立行政法人科学技術振興機構では、戦略的創造研究推進事業において、研究者が出産・育児・介護などを行う際に、研究キャリアを中断することなく継続できるよう、引き続き支援を実施する。

また、児童生徒の科学技術に関する興味・関心を高めるための取組の支援の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援」を実施する。

第2節 防災（災害復興を含む）

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立については、その必要性について「防災基本計画」

（平成20年2月中央防災会議修正決定）に明記されたところであり、「自然災害『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」（平成20年4月中央防災会議報告）に基づき、平成22年までに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう地方公共団体に対して要請し、その推進を図るとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。

第3節

地域おこし、まちづくり、観光

地域おこしを始めとする地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、平成21年度から新たに、先進事例の調査研究・情報提供や人材育成プログラムの開発・提供、各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を行う。

第4節

環境

環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広く活かされるよう、女性の地位向上に係る施策などとあわせて、環境の分野において男女共同参画を進める。

このため、環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進や市民活動の支援、自然と触れ合う機会の提供等を行う。

(単位：千円)

主要事項	所管	平成20年度 予算額	平成21年度 予算額	比較 増減額	特別会計 の名称
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		202,256	145,485	△56,771	
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	防衛省 人事院	150,727 6,112	79,458 3,845	△71,269 △2,267	
(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請	内閣府	22,197	32,474	10,277	
(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援					
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供	内閣府	23,220	29,708	6,488	
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革		82,132 (22,007)	78,529 (16,492)	△3,603 (△5,515)	
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	内閣府	40,071	24,774	△15,297	
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	厚生労働省	2,182 (22,007)	2,068 (16,492)	△114 (△5,515)	労働保険
(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実	総務省 法務省	3,130 4,810	2,130 4,810	△1,000 0	
(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	内閣府	31,939	44,747	12,808	
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		3,749,907 (17,265,029)	4,813,951 (17,657,562)	1,064,044 (392,533)	
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	厚生労働省	53,790 (540,125)	42,487 (557,318)	△11,303 (17,193)	労働保険 労働保険
(2) 母性健康管理対策の推進	厚生労働省	(84,746)	(72,193)	(△12,553)	
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	内閣府 厚生労働省	56,892 1,846,024	0 2,479,946	△56,892 633,922	
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	総務省 国土交通省 厚生労働省	299,484 70,022 61,639	300,008 53,590 602,053	524 △16,432 540,414	労働保険等 労働保険
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備	厚生労働省 経済産業省	(2,665,581) 35,517 (157,232) 1,326,539	(2,376,036) 27,647 (108,560) 1,308,220	(△289,545) △7,870 (△48,672) △18,319	労働保険 労働保険
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立		3,275,717	3,218,584	△57,133	
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	農林水産省	2,822,967	2,601,727	△221,240	
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農林水産省	126,510	109,460	△17,050	
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産省	320,706	450,004	129,298	
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり					
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	農林水産省	5,534	57,393	51,859	
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援		683,034,813 (662,512,602)	690,781,876 (680,086,585)	7,747,063 (17,573,983)	
(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	内閣府 厚生労働省	55,063 2,632,008	73,355 2,977,774	18,292 345,766	
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	文部科学省 厚生労働省	33,094,685 646,831,580	25,739,344 661,570,122	△7,355,341 14,738,542	労働保険 年金等
(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	経済産業省 厚生労働省	420,000 1,477 (6,259)	420,000 1,281 (3,392)	0 △196 (△2,867)	
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備		2,537,852,286 (38,786,260)	2,611,985,013 (46,740,673)	74,132,727 (7,954,413)	
(1) 高齢者の社会参画に対する支援	文部科学省 厚生労働省	40,206 13,853,018	0 13,702,840	△40,206 △150,178	
(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	厚生労働省	(32,886,959) 2,028,942,389 (5,899,301)	(31,543,561) 2,090,580,688 (15,197,112)	(△1,343,398) 61,638,299 (9,297,811)	労働保険 労働保険等
(3) 高齢期の所得保障					
(4) 障害者の自立した生活の支援	厚生労働省	494,479,365	507,151,242	12,671,877	
(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	総務省 経済産業省	404,308 133,000	424,243 126,000	19,935 △7,000	
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶		4,909,299	5,014,330	105,031	
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	内閣府 警察庁	43,135 11,552	39,011 10,778	△4,124 △774	

(単位：千円)

主要事項	所管	平成20年度 予算額	平成21年度 予算額	比較 増減額	特別会計 の名称
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	厚生労働省 内閣府 警察庁	2,328,744 36,123 10,744	2,473,404 37,974 4,926	144,660 1,851 △5,818	
(3) 性犯罪への対策の推進	厚生労働省 警察庁 法務省	2,174,251 125,067 138,729	2,159,544 125,067 130,348	△14,707 0 △8,381	
(4) 売買春への対策の推進	警察庁 法務省	3,912 25,365	3,696 21,336	△216 △4,029	
(5) 人身取引への対策の推進					
(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	人事院	3,288	1,169	△2,119	
(7) ストーカー行為等への対策の推進	警察庁	8,389	7,077	△1,312	
8 生涯を通じた女性の健康支援		24,348,083 (22,588,665) 《311,719》	28,253,349 (23,939,319) 《277,750》	3,905,266 (1,350,654) 《△33,969》	
(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進	文部科学省 厚生労働省	896,250 1,979,262 (7,616,003)	530,433 1,937,138 (8,148,816)	△365,817 △42,124 (532,813)	国立高度専門 医療センター等
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	文部科学省 厚生労働省	121,686 10,961,296 (14,560,213)	120,418 16,936,812 (15,377,399)	△1,268 5,975,516 (817,186)	年金等
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	内閣府 文部科学省 厚生労働省	0 20,636 10,368,953 (412,449)	3,780 36,873 8,687,895 (413,104)	3,780 16,237 △1,681,058 (655)	国立高度専門 医療センター等
9 メディアにおける男女共同参画の推進		242,783	476,859	234,076	
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	内閣府 警察庁 総務省 文部科学省	0 121,284 31,499 90,000	51,961 159,926 50,913 214,059	51,961 38,642 19,414 124,059	
(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進					
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		155,909,235 (741,800)	155,820,995 (576,113)	△88,240 (△165,687)	
(1) 男女平等を推進する教育・学習	文部科学省	131,260,762	131,258,651	△2,111	
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	文部科学省 厚生労働省	24,561,883 86,590 (741,800)	24,489,321 73,023 (576,113)	△72,562 △13,567 (△165,687)	労働保険
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献		370,270	340,180	△30,090	
(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	内閣府	19,090	21,079	1,989	
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	内閣府 外務省 農林水産省	14,078 317,052 20,500	22,050 277,982 19,069	7,972 △39,070 △1,431	
12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進		2,541,937	1,094,498	△1,447,439	
(1) 科学技術	文部科学省	1,938,820	449,671	△1,489,149	
(2) 防災（災害復興を含む）					
(3) 地域おこし、まちづくり、観光	内閣府	12,522	0	△12,522	
(4) 環境	環境省	590,595	644,827	54,232	
小計	合計 一般会計 特別会計 財政投融资	4,158,746,800 3,416,518,718 (741,916,363) 《311,719》	4,271,318,143 3,502,023,649 (769,016,744) 《277,750》	112,571,343 85,504,931 (27,100,381) 《△33,969》	
13 計画の推進	内閣府 法務省	59,102 48,200 10,902	129,393 120,473 8,920	70,291 72,273 △1,982	
総合計	合計 一般会計 特別会計 財政投融资	4,158,805,902 3,416,577,820 (741,916,363) 《311,719》	4,271,447,536 3,502,153,042 (769,016,744) 《277,750》	112,641,634 85,575,222 (27,100,381) 《△33,969》	

- (備考) 1. 主要事項の1から12は、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の第2部「施策の基本的方向と具体的施策」の各重点分野に、主要事項の13は、同計画の第3部「計画の推進」に、それぞれ対応している。
2. 男女共同参画推進関係予算には、上記の表に記載された「男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項」の他、「それ以外の事項」として「国民年金及び厚生年金保険（国庫負担）」及び「特定障害者に対する特別障害給付金」（ともに「6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」に該当）がある。
3. 一般会計は括弧なし、特別会計は（ ），財政投融资は《 》で記載。
4. 施策・事業の予算額のうち男女共同参画推進関係の金額が特掲できないものについては計上していない。
5. 四捨五入により計が一致しないところがある。

主 要 事 項	予算額 A (千円)	決算額 B (千円)	差引額 (A-B) (千円)
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	48,559	39,921	8,638
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	8,518	7,968	550
(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請	15,990	11,101	4,889
(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援			
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供	24,051	20,852	3,199
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	257,383	231,172	26,211
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	12,055	12,055	0
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	213,164	191,684	21,480
(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実	10,528	10,528	0
(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	21,636	16,905	4,731
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	26,523,702	21,037,095	5,486,607
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	430,750	427,854	2,896
(2) 母性健康管理対策の推進	72,081	60,125	11,956
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	21,103,557	16,217,007	4,886,550
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	3,045,324	2,927,020	118,304
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備	1,871,990	1,405,089	466,901
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	3,992,179	3,934,370	57,809
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	3,845,220	3,787,411	57,809
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	139,791	139,791	0
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備			
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり			
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	7,168	7,168	0
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	1,325,043,060	1,216,395,167	108,647,893
(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	157,593,990	130,844,897	26,749,093
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1,167,441,623	1,085,542,823	81,898,800
(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	7,447	7,447	0
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	2,472,967,452	2,367,658,114	105,309,338
(1) 高齢者の社会参画に対する支援	54,543,054	51,700,393	2,842,661
(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	1,970,733,636	1,916,702,508	54,031,128
(3) 高齢期の所得保障			
(4) 障害者の自立した生活の支援	447,273,756	398,838,208	48,435,548
(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	417,006	417,005	1
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	211,618	189,757	21,861
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	47,289	36,070	11,219
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	18,936	10,615	8,321
(3) 性犯罪への対策の推進	104,687	103,250	1,437
(4) 売買春への対策の推進	38,284	37,790	494
(5) 人身取引への対策の推進			
(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	2,032	2,032	0
(7) ストーカー行為等への対策の推進	390	0	390
8 生涯を通じた女性の健康支援	42,718,241	39,316,312	3,401,929
(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進	9,550,536	8,224,680	1,325,856
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	22,516,593	22,056,980	459,613
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	10,651,112	9,034,652	1,616,460
9 メディアにおける男女共同参画の推進	226,587	205,685	20,902
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	226,587	205,685	20,902
(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進			
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	146,174,947	145,758,321	416,626
(1) 男女平等を推進する教育・学習	120,424,808	120,338,829	85,979
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	25,750,139	25,419,492	330,647
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	398,188	392,190	5,998
(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	21,258	15,260	5,998
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	376,930	376,930	0
12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	1,447,483	1,389,482	58,001
(1) 科学技術	833,134	817,004	16,130
(2) 防災（災害復興を含む）			
(3) 地域おこし、まちづくり、観光	23,735	11,101	12,634
(4) 環境	590,614	561,377	29,237
13 計画の推進	96,876	51,949	44,927
合 計	4,020,106,275	3,796,599,535	223,506,740

(備考) 1. 主要事項の1から12は、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の第2部「施策の基本的方向と具体的施策」の各重点分野に、主要事項の13は、同計画の第3部「計画の推進」に、それぞれ対応している。
2. 予算額については、決算額の算出が困難な事業等を除いた額としている。

目 標	直近値	調査時点	出 典
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
(1) ・社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。	—		
・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員I種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。	24.2%	平成20年度	総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」
・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。（平成16年度0.9%）	1.3%	平成19年度	人事院「一般職の国家公務員の育児休業等実態調査」
(2) ・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものも含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成15年度0.5%）	0.8%	平成19年度	総務省「平成19年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
(3) ・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。（平成10年度6.6%）	10.1%	平成20年度	文部科学省「学校基本調査」
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革			
(2) ・「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。（平成16年52.5%）	79.6%	平成19年	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			
(1) ・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。（平成15年度29.5%）	20.7%	平成18年度	厚生労働省「女性雇用管理基本調査」
(4) ・就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。（平成14年6.1%）	10.4%	平成17年 （平成17年12月～18年1月）	国土交通省「平成17年度テレワーク実態調査」
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援			
(1) ・概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを旨とし、育児休業取得率の向上を図る。（平成16年度男性0.56%、女性70.6%）	1.56%（男性） 89.7%（女性）	平成19年度	厚生労働省「雇用均等基本調査」
・概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを旨とし、普及率の向上を図る。（平成16年度10.5%）	19.2%	平成19年度	厚生労働省「雇用均等基本調査」
・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。（週労働時間60時間以上の雇用者の割合 平成16年12.2%）	10.0%	平成20年	総務省「労働力調査」
・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度までに少なくとも55%以上にする。（平成16年度46.6%）	47.7%	平成19年度	厚生労働省「就労条件総合調査」
・ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。（平成17年度までの累計270企業）	323企業	平成20年度	厚生労働省資料
・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。	2.1%	平成20年12月末	厚生労働省資料
・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。	98.0%	平成20年12月末	厚生労働省資料
(2) ・「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ児童数の拡大を図る。（平成16年度203万人）	212万人	平成20年4月	厚生労働省資料
・延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。（平成16年度12,783か所）	15,076か所	平成19年度	厚生労働省資料
・休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。（平成16年度666か所）	875か所	平成19年度	厚生労働省資料
・夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。（平成16年度66か所）	74か所	平成19年度	厚生労働省資料
・放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。（平成16年度15,134か所） → 放課後児童クラブについて、「放課後子どもプラン」に基づき、平成21年度までに、原則として、すべての小学校区での実施を目指す。（平成17年5月15,184か所）※平成18年5月目標を改定	17,583か所	平成20年度	厚生労働省資料

目 標	直 近 値	調 査 時 点	出 典
・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するついでに広場事業（平成19年度からは、地域子育て支援拠点事業のうち、ひろば型）を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。（平成16年度154か所）	1,253か所	平成20年度	厚生労働省資料
・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。（平成16年度2,783か所）	3,478か所	平成19年度	厚生労働省資料
・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。（平成16年度368か所）	579か所	平成20年度	厚生労働省資料
・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。（平成16年度それぞれ364か所、134か所）	584か所 （ショートステイ） 301か所 （トワイライトステイ）	平成19年度	厚生労働省資料
・母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。	103か所	平成20年度	厚生労働省資料
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。	784か所	平成20年度	厚生労働省資料
・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。（平成16年度359人）	2,543人	平成19年12月	厚生労働省資料
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
(1) ・夫婦間における「平手で打つ」（平成15年73.7%）「なぐるふりをして、おどす」（平成15年55.5%）の各行為について、暴力と認識する人の割合を100%に近づけることを目指す。	58.4% （平手で打つ） 52.5% （なぐるふりをして、 おどす）	平成20年	内閣府「男女間における暴力に関する調査」
8. 生涯を通じた女性の健康支援			
(1) ・成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。（平成16年38.5%）	44.4%	平成18年	文部科学省資料
(2) ・妊娠・出産について満足している者の割合を平成22年までに100%にする。（平成12年84.4%）	91.4%	平成17年度	厚生労働省資料
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠11週以下での妊娠の届け出率を平成22年までに100%にする。（平成8年62.6%）」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	70.1%	平成18年度	厚生労働省「平成18年度地域保健・老人保健事業報告」
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成22年までに100%にする。（平成12年度6.3%）」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。	19.8%	平成17年度	厚生労働省資料
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成22年までに100%にする。（平成13年度24.9%）」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	40.5% （不妊カウンセラー） 35.3% （不妊コーディネーター）	平成16年度	厚生労働省資料
・不妊専門相談センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。（平成16年度95か所中51か所）	56都道府県市	平成19年度	厚生労働省資料
・特定不妊治療費助成事業を平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。（平成16年度95か所中87か所）	103都道府県市	平成20年4月現在	厚生労働省資料
・周産期医療ネットワークを全都道府県で整備する。（平成16年度28都道府県）	45都道府県	平成20年5月末現在	厚生労働省資料
(3) ・HIV/エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み	平成20年度	文部科学省資料
・薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み	平成20年度	文部科学省資料
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成22年までになくす。（平成12年喫煙率10.0%、飲酒率18.1%）」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	7.3%、7.9%、8.3% （喫煙率：それぞれ、3、4か月、1歳6か月、3歳児健診時の調査結果） 14.9%、16.6%、16.7% （飲酒率：それぞれ、3、4か月、1歳6か月、3歳児健診時の調査結果）	平成17年度	厚生労働省資料

目 標	直近値	調査時点	出 典
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
(2) ・2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。	—		
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進			
(1) ・女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値（各研究組織毎に、当該分野の博士課程（後期）における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として25%（理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%）を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。	16% （研究開発独法（29法人）全体で研究者採用人数全体に占める割合）	平成19年度	内閣府「独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果」
(2) ・消防団における女性の活躍を促進し、全国的女性消防団員を将来的に10万人以上にする。（平成16年1.3万人）	1.7万人	平成20年	消防庁資料